

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則

熊本市立総合ビジネス専門学校学則（昭和55年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 卒業までに履修させる科目は、校長が定める。各科目の単位数及び授業時間数に関する事項についても同様とする。

第7条に次の1項を加える。

3 卒業までに習得させる単位数は、62単位以上で校長が定める。

第8条及び第9条を次のように改める。

（公開講座）

第8条 本校に公開講座を開設することができる。

（学習の評価）

第9条 学生及び科目等履修生の学習の評価については、本校教育計画に示されている各科目の目標を基準として、校長が定める。

第23条を第25条とし、第22条を第24条とする。

第21条第1項中「生徒等」を「学生等」に改め、同条第3項中「一に該当する生徒等」を「いずれかに該当する学生等」に改め、同項第4号中「生徒等」を「学生等」に改め、同条を第23条とする。

第20条中「生徒等」を「学生等」に改め、同条を第22条とする。

第19条第2項中「生徒等」を「学生等」に改め、同条を第21条とする。

第18条第1項中「生徒等」を「学生等」に改め、同条を第20条とする。

第17条第1項及び第4項中「生徒等」を「学生等」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1項中「生徒、」を「学生、」に、「生徒等」を「学生等」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「生徒」を「学生」に改め、同条を第17条とする。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条第1項中「高等学校」の次に「若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校」を、「又は」の次に「学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の規定により」を加え、同条第2項中「含む。）」の次に「若しくはこれに準ずる学校」を加え、「、中等教育学校」を「若しくは中等教育学校」に、「の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第5号中「高等学校」とあるのは「本校」とする。

第11条を第13条とする。

第10条中「生徒」を「学生」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（単位の認定）

第10条 校長は、学生が学校所定の科目を履修し、その成果が科目の目標から見て満足できると評価された場合には、単位の修得を認定する。

2 科目の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、単位の修得を認定しないことができる。

（卒業の認定）

第11条 校長は、学生が第7条第3項の規定によって定められた科目の単位を修得した場合には、卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業を認定された者は、専門士と称することができる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 1 0 条並びに第 1 1 条の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に本校に入学する者について適用し、施行日前に本校に入学した者については、なお従前の例による。

(提出理由)

学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 5 0 号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年文部科学省令第 2 1 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 2 7 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 8 号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立総合ビジネス専門学校学則（昭和55年教育委員会規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考																				
<p>（目的）</p> <p>第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「本校」という。）は、実務に必要な実践的かつ専門的知識及び技能を修得させるため、専門課程の教育を行うことを目的とする。</p> <p>（課程等）</p> <p>第2条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 691 866 882"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程</td> <td>キャリア創造学科</td> <td>2年</td> <td>70人</td> <td>140人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（職員組織）</p> <p>第3条 本校に、校長、教頭その他必要な職員を置く。</p> <p>（学年、学期及び休業日）</p> <p>第4条 本校の学年、学期及び休業日については、熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教委規則第9号。以下「管理運営規則」という。）に定めるところによる。</p> <p>（臨時休業日）</p> <p>第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>（振替授業の届出）</p>	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	専門課程	キャリア創造学科	2年	70人	140人	<p>（目的）</p> <p>第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「本校」という。）は、実務に必要な実践的かつ専門的知識及び技能を修得させるため、専門課程の教育を行うことを目的とする。</p> <p>（課程等）</p> <p>第2条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="891 691 1581 882"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程</td> <td>キャリア創造学科</td> <td>2年</td> <td>70人</td> <td>140人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（職員組織）</p> <p>第3条 本校に、校長、教頭その他必要な職員を置く。</p> <p>（学年、学期及び休業日）</p> <p>第4条 本校の学年、学期及び休業日については、熊本市立総合ビジネス専門学校の管理運営に関する規則（昭和59年教委規則第9号。以下「管理運営規則」という。）に定めるところによる。</p> <p>（臨時休業日）</p> <p>第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>（振替授業の届出）</p>	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	専門課程	キャリア創造学科	2年	70人	140人	
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																		
専門課程	キャリア創造学科	2年	70人	140人																		
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																		
専門課程	キャリア創造学科	2年	70人	140人																		

第6条 授業日と休業日の振替については、管理運営規則に定めるところによる。

(教育課程の編成及びその届出等)

第7条 教育課程の編成及びその届出については、管理運営規則に定めるところによる。

2 卒業までに履修させる科目は、校長が定める。各科目の単位数及び授業時間数に関する事項についても同様とする。

3 卒業までに習得させる単位数は、62単位以上で校長が定める。

(公開講座)

第8条 本校に公開講座を開設することができる。

(学習の評価)

第9条 学生及び科目等履修生の学習の評価については、本校教育計画に示されている各科目の目標を基準として、校長が定める。

(単位の認定)

第10条 校長は、学生が学校所定の科目を履修し、その成果が科目の目標から見て満足できると評価された場

第6条 授業日と休業日の振替については、管理運営規則に定めるところによる。

(教育課程の編成及びその届出等)

第7条 教育課程の編成及びその届出については、管理運営規則に定めるところによる。

2 本校に公開講座を開設することができる。

【新設】

(学習の評価)

第8条 生徒及び科目等履修生の学習の評価については、本校教育計画に示されている各科目の目標を基準として、校長が定める。

(進級又は卒業の認定)

第9条 校長は、生徒が本校の教育課程等を履修し、その成果が満足できると評価された場合は、進級又は卒業を認定する。ただし、各科目の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、認定しないことができる。

【新設】

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和7年文部科学省令第21号。以下「改正省令」という。）の公布を受けての改正（単位数による修了認定への変更）

○改正前の第7条第2項は、第8条に移動

○改正省令の公布を受けての改正（単位数による修了認定への変更）

○改正前の第7条第2項から移動

○改正前の第8条は、第9条に移動

○改正前の第8条から移動

○学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号。以下「改正法」という。）の公布を受けての改正（呼称の変更）

○改正前の第9条は、第11条に移動

○改正省令の公布を受けての改正（単位数による修了認定への変更）

合には、単位の修得を認定する。

2 科目の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、単位の修得を認定しないことができる。

(卒業の認定)

第11条 校長は、学生が第7条第3項の規定によって定められた科目の単位を修得した場合には、卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業を認定された者は、専門士と称することができる。

(卒業証書授与)

第12条 校長は、前条の規定により卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与する。

(入学資格)

第13条 本校に入学することができる者(科目等履修生及び聴講生として入学する場合を除く。)は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第183条の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 科目等履修生又は聴講生として本校に入学することができる者は、中学校(義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者

【新設】

(卒業証書授与)

第10条 校長は、前条の規定により卒業を認定した生徒に対し卒業証書を授与する。

(入学資格)

第11条 本校に入学することができる者(科目等履修生及び聴講生として入学する場合を除く。)は、高等学校_____を卒業した者又は_____これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 科目等履修生又は聴講生として本校に入学することができる者は、中学校(義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。)_____を卒業した者、**中等教育学校**の前期課程を修了した者

○改正省令の公布を受けての改正(単位数による修了認定への変更)

○改正前の第9条から移動
○改正省令の公布を受けての改正(単位数による修了認定への変更)

○改正法及び改正省令の公布を受けての改正(修業年限が2年以上であり、課程の修了に必要な総単位数が62単位以上である専門課程を修了した者は、専門士と称することができる。)

○改正法の公布を受けての改正(呼称の変更)

○改正省令の公布を受けての改正(入学資格の変更)

○用語の整備(学校教育法第57条の文言に合わせた上で、学校教育法施行規則第95条が高等学校入学に関する規定であるため、引用に当たって本校の規定となるようにしたもの)
○中学校に準ずる学校としては、特別

又は学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、同条第5号中「高等学校」とあるのは「本校」とする。

(志願手続)

第14条 本校に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、入学願その他必要な書類を校長に提出するとともに、入学考査料を納付しなければならない。ただし、科目等履修生又は聴講生になろうとする者は、入学考査料を納付することを要しない。

(入学の許可)

第15条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対し入学を許可する。

2 前項の許可は、入学試験結果通知兼入学許可書を入学志願者に対して送付する方法により行うものとする。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者（科目等履修生及び聴講生を除く。）は、校長の定める日までに保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 科目等履修生又は聴講生として入学を許可された者は、校長の定める日までに誓約書（当該入学を許可された者が未成年者である場合は、保護者（学校教育法

又は学校教育法施行規則第95条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(志願手続)

第12条 本校に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、入学願その他必要な書類を校長に提出するとともに、入学考査料を納付しなければならない。ただし、科目等履修生又は聴講生になろうとする者は、入学考査料を納付することを要しない。

(入学の許可)

第13条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対し入学を許可する。

2 前項の許可は、入学試験結果通知兼入学許可書を入学志願者に対して送付する方法により行うものとする。

(入学手続)

第14条 入学を許可された者（科目等履修生及び聴講生を除く。）は、校長の定める日までに保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 科目等履修生又は聴講生として入学を許可された者は、校長の定める日までに誓約書（当該入学を許可された者が未成年者である場合は、保護者（学校教育法

支援学校の中学部がある。また、少年院及び児童自立支援施設においては、在院又は入所中に学校教育法の規定による中学校に準ずる教科を修めた者に対して、修了の事実を証する証明書を発行することができ、このような証明書を授与された者も、中学校に準じた学校を卒業した者とみなす。

(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。以下同じ。)が連署したもの)その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

3 入学を許可された者(聴講生として入学を許可された者を除く。)は、校長の定める日までに入学料を納付しなければならない。

(保証人)

第17条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して**学生**に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

2 **学生**又は保証人は、保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする**学生**、科目等履修生及び聴講生(以下「**学生等**」という。)は、その事由を明記し、校長に願い出なければならない。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(休学)

第19条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない**学生等**は、その事由及び期間を明記し、医師の診断書等その事由を証するに足る書類

(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。以下同じ。)が連署したもの)その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

3 入学を許可された者(聴講生として入学を許可された者を除く。)は、校長の定める日までに入学料を納付しなければならない。

(保証人)

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して**生徒**に関する一切の責任を負うことのできる者でなければならない。

2 **生徒**又は保証人は、保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学)

第16条 退学しようとする**生徒**、科目等履修生及び聴講生(以下「**生徒等**」という。)は、その事由を明記し、校長に願い出なければならない。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない**生徒等**は、その事由及び期間を明記し、医師の診断書等その事由を証するに足る書類

○改正法の公布を受けての改正(呼称の変更)

○改正法の公布を受けての改正(呼称の変更)

○改正法の公布を受けての改正(呼称の変更)

○改正法の公布を受けての改正(呼称の変更)

を添えて、校長に休学を願い出ることができる。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

2 校長は、その事由を相当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。

4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない学生等については、除籍するものとする。

(復学)

第20条 休学中の学生等が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、復学を許可するものとする。

(授業料等)

第21条 授業料、入学考査料、入学料及び受講料の徴収及び減免については、熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成2年条例第44号）の定めるところによる。

2 校長は、授業料又は受講料の滞納が1月以上に及ぶ学生等については、除籍することができる。

(表彰)

第22条 校長は、学生等の本分を守り他の模範となる者

を添えて、校長に休学を願い出ることができる。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

2 校長は、その事由を相当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。

4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒等については、除籍するものとする。

(復学)

第18条 休学中の生徒等が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。この場合において、科目等履修生又は聴講生が未成年者であるときは、保護者が連署しなければならない。

2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、復学を許可するものとする。

(授業料等)

第19条 授業料、入学考査料、入学料及び受講料の徴収及び減免については、熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成2年条例第44号）の定めるところによる。

2 校長は、授業料又は受講料の滞納が1月以上に及ぶ生徒等については、除籍することができる。

(表彰)

第20条 校長は、生徒等の本分を守り他の模範となる者

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

又は特に賞賛に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第23条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、学生等に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生等に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生等としての本分に反した者

(書類の様式等)

第24条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、校長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

又は特に賞賛に値する行為があった者を表彰することができる。

(懲戒)

第21条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒等に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に 該当する生徒等に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒等としての本分に反した者

(書類の様式等)

第22条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、校長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

の変更)

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

○用語の整備（文語体を口語体に変更したもの）

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

○改正法の公布を受けての改正（呼称の変更）

<p><u>【削る】</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>【削る】</u></p>	<p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(平成28年熊本地震に伴う夏季休業日に関する特例)</u></p> <p><u>2</u> <u>平成28年度における第6条第1項第4号の規定の適用については、同号中「7月21日」とあるのは、「7月29日」とする。</u></p>	<p>○以前の改正により引用先が無くなっていたため、この機会に修正することとしたもの</p>
---	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第7条第2項及び第3項、第10条並びに第11条の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に本校に入学する者について適用し、施行日前に本校に入学した者については、なお従前の例による。